

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第9条第3項の規定に基づき、防衛大学校の副校長及び幹事の職務に関する訓令を次のように定める。

昭和33年5月29日

防衛庁長官 津 島 寿 一

防衛大学校の副校長の職務に関する訓令

改正 平成2年6月8日庁訓第18号
平成17年3月28日庁訓第21号
平成30年3月30日省訓第26号
令和3年3月31日省訓第18号

次の各号に掲げる防衛大学校の副校長は、防衛大学校長の命を受け、防衛大学校長を助け、主として、それぞれ当該各号に定める事項を整理するものとする。

- (1) 事務官をもつて充てる副校長 教務部、訓練部及び先端学術推進機構に関する事項以外の事項
- (2) 教官をもつて充てる副校長 教務部及び先端学術推進機構に関する事項
- (3) 自衛官をもつて充てる副校長 訓練部に関する事項

- 1 この訓令は、昭和33年5月29日から施行する。
- 2 保安大学校の副校長及び幹事の職務に関する訓令（昭和28年保安庁訓令第10号）は、廃止する。

附 則（平成2年6月8日庁訓第18号）
この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成17年3月28日庁訓第21号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。